

〒000-0000 【9999】
東京都千代田区内神田・・・

人事部

〇〇様
経済産業省 平成29年度 健康経営度調査
フィードバックシート及び認定基準適合書兼申請書

経済産業省 平成29年度 健康経営度調査
フィードバックシート及び認定基準適合書兼申請書

- ・健康経営優良法人（大規模法人部門） 申請書 をご提出の際は、申請書を切り離したうえで、必要事項を記入の上ご提出ください。

経済産業省 平成29年度 健康経営度調査 <フィードバックシート>

貴社名： (サンプル)

■所属業種：その他

■総合評価： ☆☆☆☆☆

(昨年評価：)

■評価の内訳

側面	重み	貴社	全体 トップ	業種 トップ	業種 平均
経営理念 ・方針	3	47.0	79.2	60.0	50.0
組織体制	2	51.2	72.2	75.0	52.0
制度・ 施策実行	3	64.9	71.2	67.0	53.0
評価・改善	2	59.5	69.7	66.0	57.0

※各側面の数値は全社平均を元にした偏差値

※各側面の数値に重みを掛けた値を合算し、総合評価を算出

※所属業種の有効回答が5社未満の場合は業種トップは「-」を表示

※トップは順位が一位の企業の成績ではなく各項目毎の最高値

☆☆☆☆☆：上位20%以内

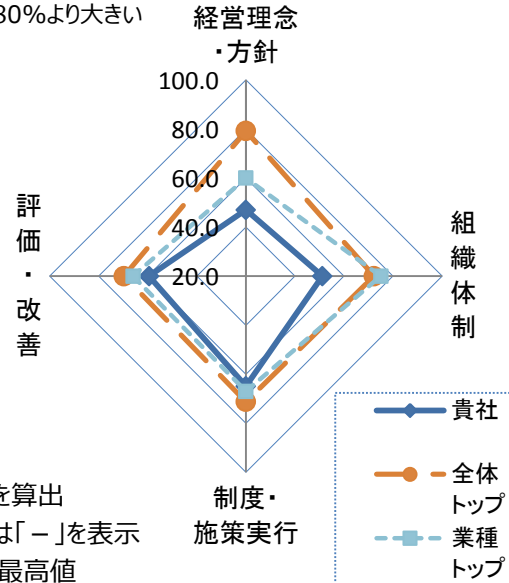
☆☆☆☆：20%～40%以内

☆☆☆：40%～50%以内

☆☆：50%～80%以内

☆：80%より大きい

※昨年評価も同様の区分
(☆5段階評価)で
再集計しています。



■評価詳細分析

側面	内訳項目	該当設問	貴社	全体 トップ	業種 トップ	業種 平均
経営理念 ・方針	明文化	Q12	57.0	82.5	74.0	52.0
	情報開示	Q13、Q49(c)	42.0	81.2	69.0	48.0
組織体制	経営層の関与	Q14、Q15、Q49(b)	53.0	66.7	71.0	48.0
	体制構築	Q16、Q17、Q18、Q21、 Q45、Q46	58.0	72.3	68.0	49.0
	担当者の量・質	Q19、Q20	49.0	75.8	68.0	53.4
制度・ 施策実行	健康課題の把握・対応	Q22、Q25	56.0	70.1	74.0	48.6
	リスク保有者限定施策	Q28、Q29、Q30、Q31、Q47	62.0	67.9	72.0	52.0
	限定しない施策	Q33、Q34、Q35、Q36、 Q37、Q38、Q39、Q40、Q41	34.0	68.7	70.0	56.0
	その他の施策	Q50、Q51、Q52、Q53、Q54	67.0	78.3	71.0	54.0
評価改善	健康診断結果等の 指標の把握	Q23、Q24	41.0	70.0	72.0	52.0
	労働時間・休職等の 指標の把握	Q32、Q43	69.0	67.7	74.0	48.0
	各種施策の 結果把握・効果検証	Q28、Q30、Q33、Q34、 Q36、Q37、Q38 各SQ	53.0	70.1	71.0	56.0
	施策全体の 効果検証・改善	Q22、Q26、Q27、Q49(a)	68.0	67.4	69.0	57.0

※各側面の数値は全社平均を元にした偏差値

※トップは順位が一位の企業の成績ではなく各項目毎の最高値

■ 課題への対応

貴社の「従業員の健康保持・増進を行う上での課題」（調査票Q22）と施策の実施状況を分析。課題に対応する施策の偏差値と、相対的に最も対応できていない内容を記載しています。

※該当設問が調査票に無い場合は「-」と表示

番号	貴社の課題（Q22の回答）	偏差値	相対的に最も対応できていない設問	
			設問	内容
1	生活習慣病などの疾病の健常者に対する発症予防	56.0	Q32(a)その他疾病	休職者数：その他の疾病
2	生活習慣病などの疾病の高リスク者に対する重症化予防	48.0	Q47	特定保健指導実施率向上施策
3	肩こり、腰痛など筋骨格系の症状による従業員の生産性低下防止・事故発生予防	-	-	-

■ 評価の変遷

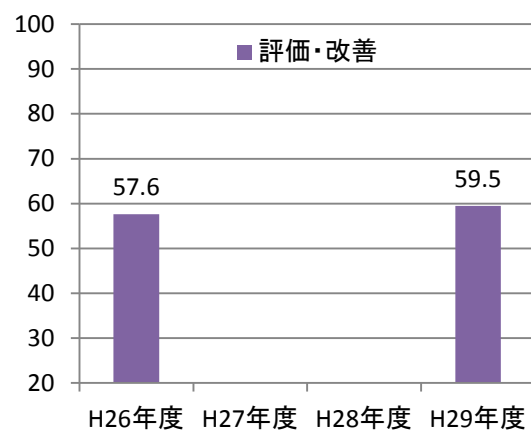
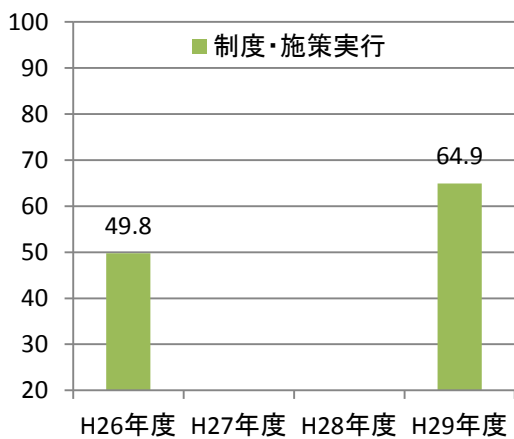
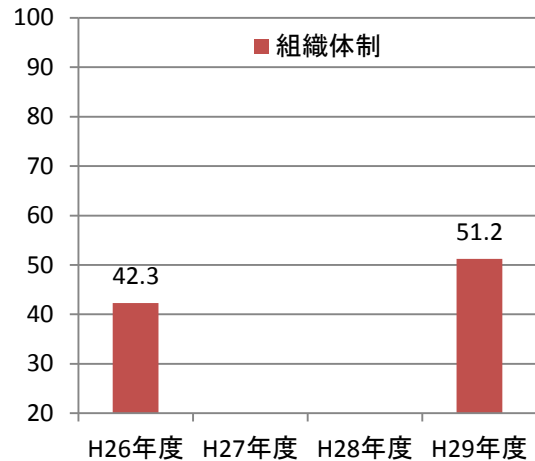
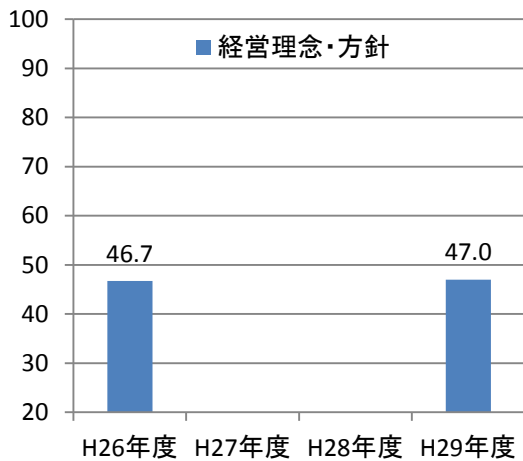
全4回の評価結果の変遷を記載

※各側面の数値は全社平均を元にした偏差値

※過去の評価結果も今年度の区分(☆ 5段階評価)に合わせて再集計しています。

- ☆☆☆☆☆：上位20%以内
- ☆☆☆☆：20%～40%以内
- ☆☆☆：40%～50%以内
- ☆☆：50%～80%以内
- ☆：80%より大きい

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総合評価	☆☆☆			☆☆☆☆☆
【参考】回答企業数	493社	573社	726社	1238社



**健康経営優良法人（大規模法人部門）認定基準適合書 兼
健康経営優良法人（大規模法人部門）申請書**

■ 認定基準適合状況

貴法人の認定基準適合状況

○

評価項目	対応調査項目	貴法人の適合状況
1 健康宣言の社内外への発信（アニュアルレポートや統合報告書等での発信）	Q12健康保持・増進に対する全社方針を明文化している & Q13情報開示している	○
2 健康づくり責任者が役員以上	Q15責任者が経営トップ 又は 担当役員	○
3 健保等保険者と連携を行っている	Q45健保等保険者と協議 or Q46保険者と連携するために会議を開催	○
4 定期健診受診率（実質100%）	Q24(a)一般定期健康診断受診率が100%	○
5 受診勧奨の取り組み	Q25任意健診・検診の受診勧奨を実施 or Q29一般定期健康診断、任意健診・検診後に医療機関への受診勧奨を実施	○
6 50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	Q24(g)①ストレスチェックの実施範囲が50人未満の事業所を含めて全ての事業所で実施	○
7 健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標（計画）の設定	Q22(d)健康課題に対して具体的な数値目標を策定し、実施（責任）主体、期限を定めている	○
8 管理職又は一般社員それぞれに対する教育機会の設定	Q21管理職教育を実施 or Q33従業員教育を実施	○
9 適切な働き方実現に向けた取り組み	Q40労働時間適正化施策を実施	○
10 コミュニケーションの促進に向けた取り組み	Q38祭り、運動会などの施策を実施	×
11 病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み	Q31 & Q31SQ1メンタルヘルス不調以外の疾病を対象とした職場復帰、両立支援策を実施	×
12 保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	Q28保健指導の実施 & Q47特定保健指導の実施率向上に向けた施策の実施	○
13 食生活の改善に向けた取り組み	Q36健康に配慮した食事の提供、朝食の提供等を実施	○
14 運動機会の増進に向けた取り組み	Q37スポーツジム等への利用補助、体操等の施策を実施	×
15 受動喫煙対策に関する取り組み（※「健康経営優良法人2019」の認定基準では必須項目とする）	Q35全面禁煙 or 完全分煙の事業所のみが存在	○
16 従業員の感染症予防に向けた取り組み	Q34感染症対策を実施	○
17 長時間労働者への対応に関する取り組み	Q41長時間労働者対応策を実施	○
18 不調者への対応に関する取り組み	Q31 & Q31SQ1メンタル不調者を対象とした職場復帰、両立支援策を実施	○
19 産業医又は保健師が、健康保持・増進の立案・検討に関与している	Q17産業医又は保健指導の医療専門職が関与	○
20 健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を行っている	Q26導入施策の効果検証を実施	○
21 健康経営度評価が上位50%に該当	-	○

※二重枠項目は必須項目、それ以外は全15項目中12項目の達成が要件

※「△」については、当該設問の自由回答の内容を基に、申請後に健康経営優良法人認定委員会において判断を行う

健康経営優良法人（大規模法人部門）認定基準適合書 兼
健康経営優良法人（大規模法人部門）申請書

日本健康会議 健康経営優良法人認定委員会 宛て

平成 年 月 日

法人名

(漢字表記)

(かな表記)

(英文表記)

代表者氏名 :

印

保険者名 :

代表者氏名 :

印

誓約事項に同意の上、健康経営優良法人の認定を申請します。

裏面の認定基準4～18のうち、「貴法人の適合状況」が○だった項目について、特に貴法人がアピールしたい自社の取組を以下50文字以内で記載ください。各項目の適合状況とともに個社ごとに公表します。（任意記載）

[Empty box for additional information]

<以下に貴法人の担当者連絡先を記入ください。認定委員会事務局より御連絡させて頂く可能性がございます。
なお、認定された場合、認定書を以下のご連絡先宛てにお送りします。>

郵便番号			
住所			
所属部署名・御役職名			
ご担当者名			
連絡先：電話		E-mail	

健康経営優良法人 2018（大規模法人部門）の申請について

1. 健康経営優良法人 2018（大規模法人部門）の申請手順について

- ① 「健康経営優良法人（大規模法人部門）認定基準適合書 兼 健康経営優良法人認定制度（大規模法人部門）申請書」（以下「申請書」という。）の「■認定基準適合状況」に「○」が付いている場合は、健康経営優良法人 2018（大規模法人部門）の申請を行うことが可能です。
- ② 申請を行う場合は、「健康経営優良法人（大規模法人部門）誓約事項」を確認、同意、チェックの上、申請書に法人の代表者名等必要事項を記入し、押印を行って下さい。
- ③ 本申請は、法人が加入する主たる保険者との協同申請が必要になりますので、主たる保険者においても「健康経営優良法人（大規模法人部門）誓約事項」（以下「誓約事項」という。）を確認の上、申請書に保険者名及び代表者名の記入、押印を行なって下さい。
- ④ 申請書（必要事項記載）及び誓約事項（チェック済み）は、申請期限日（12月8日）までに、押印を受けた主たる保険者へご提出ください。

※申請書は、主たる保険者が各法人の申請書を取りまとめ、日本健康会議健康経営優良法人認定委員会（以下「認定委員会」という。）事務局に提出します。

2. スケジュールについて

- ・保険者への提出期間：平成 29 年 11 月 17 日（金）～12 月 8 日（金）【当日消印有効】
- ・健康経営優良法人 2018（大規模法人部門）発表：2 月中下旬（予定）

3. 申請に当たっての留意事項について

- ・健康経営度調査の回答内容のうち、認定審査に必要な項目に関しては、認定委員会の要請に基づき、経済産業省から認定委員会に提供致します。
- ・今回申請書において各「評価項目」の「貴法人の適合状況」が「△」だった項目については、申請時点では「○」とみなしますが、申請後に健康経営優良法人認定委員会において判断を行うため、申請後に「×」なる可能性があることを予めご了承ください。
- ・申請内容について虚偽等が明らかになった場合は、認定の取消を行うとともに、取消の日から一定期間の申請を認めない等の対処を行うことがあります。あらかじめご了承ください。（詳細は別添 3 をご参照ください。）
- ・認定法人の公表に際しては、健康経営度調査回答法人名（子会社も含め回答している場合は、子会社名も含む）を公表致します。
- ・一度受け付けた申請書の返却は認定の有無に関わらず応じかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・認定審査は、申請者から提出された申請書及び誓約事項に基づき行うため、審査の判断の根拠となった申請者の取組が実際に行われていることについての説明責任は申請者に

帰するものであり、日本健康会議とその構成員・団体、健康経営優良法人認定委員会等が何らかの責任を負うことは有りませんので、ご承知おきください。

4. 適合状況の公表について

今回より、健康経営優良法人 2018 に認定された法人は、申請書に記載されている評価項目のうち「4 定期健診受診率（実質 100%）」から「1 8 不調者への対応に関する取組」までの“貴法人の適合状況”及び“アピールしたい自社の取組”を経済産業省のホームページ等で公表します。申請に当たり、あらかじめ同意の上で、ご申請ください。なお、公表のイメージは別紙をご確認ください。

5. お問い合わせ先

「平成 29 年度健康経営度調査」に関するお問い合わせ：

株式会社日経リサーチ(調査委託先)

E-mail : health_survey@nikkei-r.co.jp

「健康経営優良法人 2018（大規模法人部門）」に関するお問い合わせ：

健康経営優良法人 2018 認定委員会事務局

E-mail : kenkokeiei@hakuhodo.co.jp

制度全体についてのお問い合わせ：

経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課 健康経営担当宛

E-mail : healthcare@meti.go.jp

※タイトルを「ホワイト 500」としてください。

健康経営優良法人（大規模法人部門）

誓約事項

1. 健康経営優良法人 2018（大規模法人部門）の申請にあたり、事業者及び保険者は、下記の事項を遵守していること。

※下記(1)及び(2)は事業者が、(3)は共同申請する保険者が□にチェックを行うこと。

(1) 事業者は、以下の法令を遵守していること。

- ① 労働安全衛生法第 66 条に基づき、健康診断を行っていること。
- ② 労働安全衛生法第 66 条の 10 に基づき、50 人以上の事業場における医師、保健師、その他厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行っていること。

(2) 事業者は、申請日から過去 3 年以内に以下の事実がないこと。

- ① 労働基準法、労働安全衛生法等の従業員の健康管理に関する法令に係る違反により、送検されている、行政機関により法人名が公表されている又は是正勧告を受けたが是正措置を講じていないこと。
- ② 長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令の同一条項に複数回違反していること。
(※)
- ③ 違法な長時間労働を繰り返し行う企業の経営トップに対する都道府県労働局長による是正指導の実施に基づき企業名が公表されていること。
- ④ 労働安全衛生法第 78 条又は第 79 条に基づき、安全衛生管理特別指導事業場に指定されていること。

※「長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令」とは具体的には以下の法令の条項をいう。

労働基準法第 4 条、第 5 条、第 15 条第 1 項及び第 3 項、第 24 条、第 32 条、第 34 条、第 35 条第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 4 項、第 39 条第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 7 項、第 56 条第 1 項、第 61 条第 1 項、第 62 条第 1 項及び第 2 項、第 63 条、第 64 条の 2（同条第 1 号に係る部分に限る。）、第 64 条の 3 第 1 項、第 65 条、第 66 条、第 67 条第 2 項の規定（労働者派遣法第 44 条（第 4 項を除く。）の規定により適用する場合を含む。）及び最低賃金法第 4 条第 1 項

また、「複数回違反」とは、是正勧告書で繰り返し指摘されていることを指す。

(3) 保険者は、下記の事項を遵守すること。

- 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条及び第 24 条に基づき特定健康診査・特定保健指導を行っていること。（最新年度の実績において実施率が 0%でないこと）

2. 申請にあたっては、下記の事項を遵守すること。

※下記の各項目について、事業者が□にチェックを行うこと。

- (1) 健康経営度調査で回答した内容に虚偽がないこと。また、認定審査に際し、日本健康会議健康経営優良法人認定委員会から追加的な確認が求められた場合には誠実に対応すること。
- (2) 過去、現在及び将来にわたって、暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものと関係を有していないこと。
- (3) 健康経営優良法人 2018 に認定されたときには、以下の事項を遵守すること。
 - ① 申請書に記載し、認定の根拠となった事実・取組については、定期的・継続的に法人内の状況を適切に把握し、申請時点の取組状況を維持又は向上させるよう努めること。なお、取組等の状況確認のため、日本健康会議健康経営優良法人認定委員会において調査が必要と認められた場合は、これに協力し誠実に対応すること。
 - ② 健康経営優良法人のロゴマークは、「健康経営優良法人ロゴマーク使用規約」に従い、かつ、認定有効期間内（健康経営優良法人 2018 認定後より 2019 年 3 月 31 日まで）に限り使用すること。
 - ③ 申請時点での法人の名称や所在地、連絡先に変更が生じた場合は、速やかに別添 1 の変更事項報告書により報告すること。
 - ④ 申請時点で記載した事実・取組状況に変更が生じ、その結果、認定基準を満たさなくなった場合は、速やかに別添 2 の認定書返納届とともに認定書を返納すること。
 - ⑤ 認定基準又はこの誓約の内容に反する事実が明らかになり、これに基づいて認定が取消され、その事実が公表されることに伴い、不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないこと。
 - ⑥ 認定書を返納した場合又は認定が取り消された場合に、健康経営優良法人としての自称及びロゴマークの使用を速やかに取りやめること。

3. 健康経営優良法人 2018（大規模法人部門）の申請にあたり、以下の事項に同意すること。

※□にチェック☑を行うこと。

- (1) 健康経営優良法人 2018（大規模法人部門）に認定された法人は、「認定基準適合書兼健康経営優良法人（大規模法人部門）申請書」に記載されている評価項目のうち、4 から 18 までの“貴法人の適合状況”及び“アピールしたい自社の取組”を経済産業省のホームページ等で公表すること。（公表のイメージは別紙を参照）
- (2) 認定審査は、申請者から提出された申請書及び誓約事項に基づき行うため、審査の判断の根拠となった申請者の取組が実際に行われていることについての説明責任は申請者に帰するものであり、日本健康会議とその構成員・団体、健康経営優良法人認定委員会等が何らかの責任を負うことはないこと。

健康経営優良法人 2018 認定法人の認定基準適合状況公表イメージ

【大規模法人部門】

	各社のアピールする取組	①定期健診受診率(実質100%)	②受診勧奨の取り組み	③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定	⑤管理職又は一般社員に対する教育機会の設定	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑩以外)	⑨保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	⑩食生活の改善に向けた取り組み	⑪運動会の増進に向けた取り組み	⑫受動喫煙対策に関する取り組み	⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み	⑭長時間労働者への対応に関する取り組み	⑮不調者への対応に関する取り組み
A法人	職場内完全禁煙を実施しています。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B法人	インフルエンザ予防接種費用を負担し、受診率90%以上達成しています。	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
C法人	定期健康診断100%の他、その後の精密検査実施率も90%を超える。	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	
D法人	メンタル不調者と週1回面談し、復帰後の人事もなるべく希望を聞きながら配慮しています。	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○
E法人	社内運動会を年に一回実施しています。	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
F法人	社員の家族も巻き込んだ地域の祭りを実施。	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○
G法人	社員が野菜を多く食べられるように毎日無料配布。	○		○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	
H法人	年に一回従業員向け研修を実施し、特に女性の健康問題について勉強しています。	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○			○
I法人	特になし。	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○
J法人	上司と部下が相談しやすいようオフィスをデザインし直しました。	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○

(別添1)

変更事項報告書

申請先：日本健康会議
健康経営優良法人認定委員会 宛て

平成 年 月 日

申請者：法人名

代表者名



健康経営優良法人(大規模法人部門) 変更事項報告書

以下のとおり認定内容に変更が生じたため、報告します。なお、法人が分割・統合することによる変更については、変更後の各法人においても、申請時の取組が継続して行われることを誓約いたします。

申請者の所在地・連絡先	〒 - (電話) - -	
変更事項	変更が生じた日	平成 年 月 日
	変更箇所	(記載例：法人名)
	変更前	(記載例：〇〇法人)
	変更後	(記載例：△△法人)
	変更理由や特筆事項	(記載例：法人名を変更したため。)
担当者連絡先	部署： 氏名： メールアドレス： 電話： FAX：	

備考

- 「申請者の法人名」が変更になった場合は、本報告書の受理をもって、公表されている法人名を変更後の法人名に変更します。
- 申請書、その他申請に際し提出した書類は一切返却しませんので、ご了承の上で申請してください。

(別添 2)

認定書返納届

申請先：日本健康会議
健康経営優良法人認定委員会 宛て

平成 年 月 日

申請者：法人名

代表者名



健康経営優良法人(大規模法人部門)
認定書返納届

以下の事由が生じたため健康経営優良法人(大規模法人部門)認定書を返納します。

申請者の所在地・連絡先	〒 - (電話) - -
返納理由	
担当者連絡先	部署： 氏名： メールアドレス： 電話： FAX：

備考 本返納届に健康経営優良法人(大規模法人部門)認定書を添付の上、提出すること。

(別添3)

申請内容に虚偽等があった場合の対処の方針

本制度への申請にあたって、虚偽の申請を行っていた場合又は「5. 法令遵守・リスクマネジメント」において誓約する事項に違反があった場合（以下「法令違反等」という。）は、認定を行わない又は取り消すこととし、取り消しにあたっての基本的な方針は以下のとおりとする。

※「第12回健康投資WG 事務局説明資料③（健康経営優良法人認定制度について）」もご参照ください。

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/jisedai_healthcare/kenkou_toushi_wg/pdf/012_05_00.pdf

1. 申請前の法令違反等が、認定前又は認定後に判明した場合

- ① 自主申告により申し出た場合は、認定を行わない又は認定を取り消す。
- ② 認定法人の内部からの情報提供により虚偽等の事実が判明した場合は、認定を行わない又は認定を取り消す。加えて、故意（※1）の場合は、事実上申請できない期間に加え、更に1年間、申請を認めないこととする。（※2）

2. 申請後又は認定後に新たな法令違反等が発生した場合

- ① 自主申告により申し出た場合は、認定を行わない又は認定書を返納させる。
- ② 認定法人の内部からの情報提供により虚偽等の事実が判明した場合は、認定を行わない又は認定を取り消す。加えて、故意（※1）の場合は、事実上申請できない期間に加え、更に1年間、申請を認めないこととする。（※2）

※1 「故意」とは、申請（認定）法人のいずれかの部署で従業員の健康管理に関する法令違反又は認定基準に適合しない事実を認識しながら、その事実を隠蔽した場合のことをいう。（有名新聞社、放送事業者その他公共的性格が強いものにより報道されている場合においても、「認識している」ものとする。）

※2 誓約書等により事実上申請ができない期間（最大3年間）を加えると、最大で4年間申請を認めない。